

備前市指定給水装置工事事業者指定申請要領

次の書類を完備し、A4ファイルに綴り、備前市上下水道部水道課に提出すること。

◎受付期間 1月10日～1月30日

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）
 - (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（表・裏面）
 - (2) 機械器具調書

2. 水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第2号）

【抜粋】水道法第25条の3第1項第3号

 - イ. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ハ. 指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - ニ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ホ. 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

3. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第6号）（日付をあけておくこと）及び主任技術者免状の写し

4. 法人の場合は定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人の場合はその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し（発行日が30日以内のもの）

5. その他
 - (1) 配水管技士等所属状況
 - (2) 従業員名簿
 - (3) 工事事業者の工事経歴（2年分）
 - (4) 指定を受けた場合に生じる義務と協力を遂行することの誓約書
 - (5) 代表者の身分証明書（発行日が30日以内のもの）
 - (6) 主任技術者の人が従業員である証明書（雇用保険の写し等）
 - (7) 建設業許可証明書の写し
 - (8) 事務所の位置のわかる地図
 - (9) 店舗及び機械器具の写真

様式第1号

(表面)

指定給水装置工事事業者申請書

備前市水道事業管理者 様

年 月 日

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

⑩

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置 工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置 工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種別	名称	型式・性能	数量	備考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2号

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

Ⓔ

備前市水道事業管理者 様

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第6号

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

備前市水道事業管理者 様

年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任 の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

配水管技士等所属状況

平成 年 月 日現在

氏 名	① 配 管 工	② 配 水 管 技 士	③ 配 管 技 能 者	④ 配水管技能者			登録番号	登録地区
				一 般 継 手	耐 震 継 手	大 口 径		
(記入例) 水道 太郎	○			○	○		① 12345 ④ 111-22-33333	備前市

※ ①②③④の資格については別紙を参考に記入してください。

※ 免状のコピーを必ず添付してください。

【現行の資格】

[県支部資格]

平成9年度で廃止
責任技術者

完全移行

平成10年度から移行
給水装置工事主任技術者

日水協岡山県支部の
給水装置工事に関する資格

筆記試験
指定工事店制度に利用

給水装置工事に関する国家資格(厚生労働省)
※試験は平成9年度から(財)給水工事技術
振興財団が行っている。

責任技術者の資格は、昭和55年から市町村ごとの資格を日水協岡山県支部の資格とした。

平成9年度に水道指定工事業者制度に対する規制緩和によって、水道法が改正され、責任技術者資格を廃止し、厚生労働省の国家資格となった。

それまでの責任技術者は移行手続き(講習会受講)によって平成10年度から給水装置工事主任技術者に移行している。責任技術者資格は有効でなく、名簿管理もしていない。

[県支部資格]

配管工

継続

[県支部資格]

① **配管工**

日水協岡山県支部の
給水装置工事に関する資格

実技と筆記試験
現場作業能力

一部移行

日水協岡山県支部の
給水装置工事に関する資格として継続
県支部での試験は平成9年度で廃止

[県支部資格]

平成9年度から移行
② **配水管技士**

日水協岡山県支部の
配水管布設工事に関する資格として継続
県支部での試験は平成13年度で廃止

③ **配管技能者**

(財)給水工事技術振興財団
給水装置工事配管技能者講習会
(給水装置工事に関するもの)
※講習会は平成11年度から開始

④ **配水管技能者**

日水協本部 配水管工技能講習会
(配水管布設工事に関するもの)
※講習会は平成14年度から開始(中四国)

配管工の資格は、昭和55年から市町村ごとの資格を日水協岡山県支部の資格とし、試験も開始した。

平成9年度の規制緩和の流れにより、宅内施設(個人財産)に関する配管工とは別に配水管技士の資格を設ける。配管工資格試験は廃止。

①配管工は給水装置工事に関する資格として今も名簿管理継続中。(資格有効。更新なし)

②配水管技士は配水管布設工事に関する資格として試験開始。平成8年度までの配管工資格者で移行手続き(H9,10講習会)を受けた者は配水管技士に移行させた。その後は試験合格者のみ。平成13年度で廃止。平成14年度から登録者資格更新手続きが始まる。

配管工のうち、配管工技術講習会受講者(H12実施)は(財)給水工事技術振興財団から給水装置工事に関する配管技能者として認定された。

また、配水管技士の資格者のうち、平成12年度県支部試験合格者も認定されている。(例外的に認定)

財団から移行期間延長の連絡を受け平成14年に実施した配管工技術講習会は認定のため内容申請中。(H14.12現在)

配水管技士の試験は、平成13年度で廃止し、これにかわる講習会は日水協本部が配水管工技能講習会として実施。講習会修了者は配水管技能者(耐震管継手)として登録される。

県支部配水管技士は配水管技能者(一般継手)として認定された。

県支部試験にかわって

誓 約 書

指定給水装置工事事業者に指定された場合に生じる義務と協力に対して、備前市及び給水者に対して迷惑をかけることなく、指定給水装置工事事業者としての業務を遂行することをここに誓約します。

年 月 日

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

Ⓜ

備前市水道事業管理者 様